

遠藤泰生編
『近代アメリカの公共圏と市民
——デモクラシーの政治文化史』

(東京大学出版会、2017年)

石川敬史

はじめに

本書は、ドイツの社会学者ユルゲン・ハーバーマスの一九六二年に刊行した『公共性の構造転換』において提起した公共性、公共圏といった概念を近代アメリカ史研究に融合させる試みである。この試みが重要であることは、アメリカ史研究にたずさわる者ならば深く同意できるだろう。ジャクソニアン・デモクラシー期のアメリカを訪れたフランスの政治思想家アレクシ・ド・トクヴィルは、デモクラシーが、今後の世界の趨勢となるだろうという洞察から、『アメリカのデモクラシー』を執筆したが、デモクラシーが、王政や貴族政にくらべて、専制を抑制する優れた政治体制だとはまったく考えていなかった。彼は、デモクラシーがいかに専制に対して無防備であるかを認識しつつ、しかしながらそれが今後の趨勢となる以上、アメリカではいかなる要因が、専制を抑制しているのかを考察したのである。換言するならば、トクヴィルは、デモクラシーにおいて公共圏という概念に相当するものが、いかに確保されるのかをアメリカの事例から検討したと言えるだろう。

しかし、本書の序章で編者が述べるように、実は日本のアメリカ史研究においては、公共性や公共圏の問題への関心が薄かったのではないと思われるのである。それは何故だろうか。編者によれば、まずアメリカの政治と思想を貫くのは、公共性よりも自由主義であったという、地域研究の説明体系が挙げられる。さらに日本のアメリカ史研究についていうなら、共和主義や自由主義のイデオロギーに着目し、政治史の諸局面での指導者層の判断を規定した思想の系譜をたどることに関心の重点がありすぎたため、公共圏の概念を構成する、合法非合法を含めた様々な過程を見落としがちであったことも挙げられよう。特に、独立以後のアメリカにおいては、いかに公権力を創設するかを考察するのに、歴史の当事者たちも、そして後世の研究者たちも忙しく、公権力を監視し、それに対して異議申し立てを行う際に最もその重要性を発揮する公共性や公共圏という概念を軽視しがちであったかもしれない。アメリカには、建国期はもとより、植民地時代から、多様性も自律的結社も無数に存在していたので、公共圏における熟議の観点から検討を重ねるべき契機はいくらでも存在したはずだが、「建国の父たち」が展開する代表制の理論の眩さに目を奪われがちであった傾向は否めない。実際のところ、大きな多様性を持つ大きな国家を機能させるためにこそ、代表制の政治理論が精緻化されたし、それは今後もさらに研究されなければならないが、当然ながら、それはアメリカのデモクラシーの理論的分析の片方の車輪でしかない。トクヴィルは、アメリカにおいてデモクラシーにおける暴政を抑制するのは、法と習俗であると論じた。法に結実する習俗、そして、その習俗を構築する背景に

は、ハーバーマスが提起した公共性、公共圏に相当するものがあつたはずである。

以上の問題関心をもとに、本書で展開される諸論考を検討していきたい。

1. 創設される公共圏と表出する公共圏

本書第I部「選良と代理代表」では、建国期アメリカにおいて、公共圏に相当する概念との格闘の試みを初期アメリカの代表的なテーマを中心に検討がなされている。

第一章『ザ・フェデラリスト』を読む——国家形成とデモクラシー——では、「二〇世紀後半以降のアメリカ政治を一瞥するだけでも、連邦憲法のもとで、デモクラシーを危機に陥れるほどに権力が肥大化して来たこと」が指摘されている。アメリカ合衆国憲法は、植民地時代以来アメリカに存在して来た多様性を前提とした上で、それを「大きな共和国」によって包摂し、国家的政府を構築した文書であると、俗に思われて来た。しかし、『ザ・フェデラリスト』を検討する限り、そもそも憲法制定者たちは、後世の我々が多様と（呑気に）呼んでいる建国時のアメリカの状況を、無秩序と呼ぶべき、専制の揺籃と認識していたのではないかと思われる。それは、『ザ・フェデラリスト』の執筆者の一人、アレクザンダー・ハミルトンによる国防論が端的に示しており、彼は国防というある種の例外状況から国家を論証し、大胆にも、国防においては従うべき規範は、憲法ではなく国家理性であると説く。この観点に立つならば、多様な判断者の存在は、国家それ自体が存続を目的とする本能の障害要因でしかないのである。そして『ザ・フェデラリスト』を読む際に重要なのは、この基本認識はハミルトンに独自のものではなく、ジョン・ジェイ、ジェイムズ・マディソンも共有していたということにある。ジェイは、憲法制定期の段階で存在していなかった、アメリカの一体的ネーションをあえて想定し、マディソンは、それに見合う代表制の議論を展開した。マディソンの説く代表制は、多様性の共存ではなく、多様性の濾過を目指したものであり、後世の政治学者が、熟議デモクラシーの祖と好意的に解釈した彼の姿とは大きく異なるものであった。こうした観点から『ザ・フェデラリスト』を読み直すならば、連邦政府の権限の強大化は、合衆国憲法の構造からの当然の帰結だったのではなからうか。

しかし、我々が注意しなければならないのは、ハミルトン、ジェイ、マディソンらが執拗なまでに多様性を抑制する工夫をしなければならなかったほど、アメリカの多様性は強力であったということであろう。第二章「代表制と公共圏——被治者の同意から主権的市民へ」では、この極めて強力な多様性を一体的なものとするために、さしあたりジョージ・ワシントンの身体がそれを担ったこと、そしてそれは一七九四年のウイスキー反乱の平定までは確かに効果を有していたが、ジェイ条約の締結が発表されるや、早くも一体性を象徴するワシントンのカリスマが破綻を呈した情景が描写されている。ジェイ条約は、新国家アメリカの本質的利益の観点から締結に至った、高度に政治的・外交的案件的の典型であり、代表者の自由な裁量が求められた初期共和国最大の試練であつただろう。そして、このジェイ条約をめぐる国内の騒乱こそが、ハミルトン等が恐れたものだったのである。しかし、本章の筆者は、ワシントンが二期で大統領職を離れる原因となつたこのジェイ条約をめぐる混乱状況が、実はアメリカにおいて公共圏を成立せしめた契機であつたと論じる。ジェイ条約をめぐる争われた本質的問題は、代表者とは何かということであつたが、

この全国的議論を通して、国民は同意する被治者から主権的市民となったからであるという。筆者によれば、議会での妥協を可能とするのは、公共圏での討論と意見の表明であるが、アメリカ統合の象徴であったワシントンすらも公然と批判にさらされる状況の中で、フェデラリスト政権の人々にもそれが認識されたのである。主権者市民の存在は、確かに扇動者を生み出すものではあるが、それは政治的には豊穡な土地の特質でもあり、危機の時代にあっては、エイブラハム・リンカンを生み出す土壌でもあったのである。

公共圏という概念は、多様な市民による熟議を通して形成された世論を政治に反映させるための理念型と言い換えることが可能だが、革命期のアメリカにおいてその試金石となったのが、公定教会の問題だった。第三章「公定教会制と公共圏・序説——一七八〇年マサチューセッツ憲法を読む」は、独立戦争の最中にマサチューセッツが制定した憲法の中の、信教の自由を保障する第一部第二条と、公定教会制に関わる第一部第三条のテキストの読解を通して、同憲法における教会－国家関係の他の諸邦との比較検討と、マサチューセッツ憲法史における教会－国家関係の連続性と断絶性が検討されている。厳格な憲法学的手法によって、原理的には水と油の関係にある権力と世論が、この問題についてはいかなる法を結実させたのか、まさに解明されている。確かに、マサチューセッツは革命以降も長く公定教会制を維持したが、それを理解するためには、一六四八年体制にあっては、教会秩序を維持するための世俗政府という基本原則が、一七八〇年体制では、世俗的な秩序を維持するための手段的存在としての教会に、公定教会の意味合いが転換してしまっていたことを理解しなければならない。

2. 白人ブルジョア的な公共圏とそこから排除されてきた人々の対抗公共圏

現代公共哲学の最大テーマは、「恣意的(arbitrary)」な条件をいかに是正し、社会契約を成立させる公共圏を実現するかにあるといえる。恣意的なるものの最大のもの、属性にまつわるもの、その属性を本質化し、排除につながるステレオタイプを前提として権利の保護から除外する文化規範である。この観点に立つ時、本書第二部のタイトル、「人種・ジェンダー・エスニシティ」は、そのまま現代公共哲学が対峙してきた問題群を示しているのが分かる。

第四章「植民地フロンティアの変容と『公民』の創出——ヴァージニア植民地の入植思想」は、フロンティアにおける市民像から、先住インディアンが排除された経緯を植民地時代からの連続性から検討している。宗教社会学者ロバート・ベラーは、『心の習慣』の中で、アメリカ人の意識を構成する社会的伝統として「共和主義」と「聖書主義」を挙げている。この文脈では、前者は「独立自営農民」の神話を、後者は「丘の上の町」の理念を形作る。どちらも「白人プロテスタントの家族」がイメージされるが、本章では、フロンティアにおいて「白人プロテスタントの家族」という入植要件が構成された歴史的経緯が検討されている。フロンティアに分散的に広がった植民地は、敵対的インディアンに対して、防衛上の脆弱さを慢性的に有していたため、当初は、貢納インディアンを中心に入植構想が進められていた時期も存在したが、もとよりこれは複雑な情勢の中で簡単なことではなく、アメリカが独立するに伴い、防衛構想とともに、反フランス＝カトリックという観点から

もドイツなどの「外国人プロテスタント」が歓迎されたのである。

第五章「奴隷制の時代における天分の問題」では、奴隷黒人のフィリス・ホイートリーの詩集『多彩な主題の詩集』が、本当に彼女の執筆によるものであるのかを証明するのに、多数の「爵位ある、博士の名士」のお墨付きが必要であった事例が紹介されている。本章の筆者は、「他人が左右できない人間の資質としての天分と、他人を左右してよい標としての人種の間には、似通ったところがあった」という興味深い洞察を展開する。植民地生まれのベンジャミン・フランクリンもまた、彼の電気論文をまともな学術的成果として受け入れてもらうには、同様の保証書を必要とした。ただし、白人男性であるフランクリンは、二通必要であったが、黒人女性には十八通が必要であったという。近代でいうところの天分は、人種主義と奴隷制を批判する言説ではあり得ず、恣意的な要素としては驚くほど近い。人間の平等についての宗教的な定義の方が、世俗的な定義よりも説得力があったというのは、実は社会科学理論が見落としがちなことなのではないだろうか。

第六章「参政権なき女性の政治参加——一八四〇年代マサチューセッツ州における一〇時間労働運動」は、有権者資格から制度的に排除されていた時代の女性の社会改革運動や政治参加のあり方についての考察がなされている。アメリカは、一八三〇年代より白人男子普通選挙制への移行が始まり、一八二八年の大統領選挙より民主党、ホイッグなどの第二次政党制の時代に突入していた。書評者が特に目を開かれたのは、まさにこうした選挙制度の変化の時代に、男女の「領域」に関するイデオロギーが形成され、定着していったという本章の指摘である。こうした時代の条件下で、有権者ではない女性たちは、落選運動や請願など、有権者に働きかけることで、非公式に政治に関わったのである。この胎動が、一八六〇年代後半の合衆国憲法修正一五条をめぐる議論の基盤となる。

第七章「交錯する市民権概念と先住民政策——一九二四年市民権法の歴史的意義」では、先住民と市民権に関して法と裁判所が果たしてきた役割に着目し、「合衆国市民になること」の要件とその変遷が検討されている。マイノリティーの市民権に関する議論は、一八五七年のドレッド・スコット対サンフォード判決、一八九六年のプレッシー対ファーガソン判決、一九五四年のブラウン対教育委員会判決など、裁判を通して展開された事例はよく知られているが、本章では、黒人などのマイノリティーとは異なる、先住民と市民権の関係には、特殊な問題が存在してきたことが指摘される。すなわち、他のマイノリティーとは異なり、先住民は、もともと自律的な統治規範をトライブごとに有してきた存在であり、合衆国憲法に基づく市民的諸権利の獲得は、先住民固有の諸権利の喪失を懸念させるものであった。この懸念は、「一八、一九世紀的な市民権観」では、常に困難な問題であった。本章は、一九二四年市民権法には、「市民」と「インディアン」は二項対立の関係ではなく、「市民かつインディアン」であることを可能とする「二〇世紀的な市民権観」が投影されていると論じる。

3. 競合する公共圏

日本のアメリカ史研究において、公共性、公共圏についての問題関心が薄いのではないかというのが、本書序説に示された編者の問いであった。公共圏とは、意見にお墨付きを

与える権力側の立場ではなく、熟議(様々な形態を考慮に入れなければならない)された世論によって権力を監視し、世論を権力に反映させる抽象的概念である。本書第III部「メディアとコミュニケーション」は、公共圏を可能にする手段あるいは媒体の形成を広範に論じている。

第八章「公共以前——近世イングランドおよび北米ニューイングランド植民地における異議申立てと討議」では、後にハーバーマスが公共圏という言葉で抽象化した概念を、啓蒙の世紀以前のヨーロッパと北米植民地で展開されていた事象をもとに検討し、その内実を再検討することが試みられている。本章の筆者は、ここで手稿出版の意義に注目する。手稿出版は、広範に見解を拡散する意図ではない、「宗教的」で「親密的」な空間でのコミュニケーションの文脈から展開されたものであり、それはこの時代のイングランドの文化規範によりかなった穏健な形式であったがゆえに、広範に展開した手段であった。これに人々の間で展開される談話やゴシップも世論形成の媒体に加えるのも妥当性を持つだろう。これらに比して、活字出版は、後により「一般的」な含意を有するものになるが、本章では、当局の規制の緩さに鑑みて、これが公共空間を形成した可能性を留保しつつも、あくまで限定的なものであったという見解が示されている。また手稿出版にしても、それが法に背かず、時宜にかなったものにして、当局が治安の攪乱に繋がらない、限度内のものであると見なさなければ耳を傾けてもらえなかった。こういった意味で、ニューイングランドには、通常考えられていたよりも、反対意見を表明する土壌は存在していたが、「理念型」としての公共圏は、成立していなかったというのが本章筆者の見解である。

第九章「建国期フィラデルフィアにおける印刷文化、人種、公共空間」では、自由黒人のリーダーの一人ジェイムズ・フォーテンと、アメリカ建国期を代表する編集者・出版業者であるマシュー・ケアリーを軸に、出版と公共空間における人種観の変容が検討されている。まずもって本章が扱っている時代背景が巨大な政治史・社会史的な激変の時代であったことに思いを馳せなければならない。一七九一年のサン・ドマングの黒人反乱は、当初より複雑な問題を内在していたアメリカ植民協会の活動に拍車をかけ、一八一二年の米英戦争は、政治経済システムの大陸内部への膨張を劇的に加速させ、「アメリカ体制」をなし崩し的に成立させて行く。さらに注意しなければならないのは、この一九世紀初頭とは、それまではあくまで根深い偏見に過ぎなかった「人種」の差異についての認識が、「科学的」に本質的なものとして、強化された時代であったということである。すなわち、それまでの時代にかろうじて存在していた財産所有や教養、立ち居振る舞いを要件とする共和主義的な市民観が揺らぐ一方で、「人種」が市民権を規定する決定的な要素になってしまったのである。あらゆる現象が劇的に錯綜する中で、それまでの公権力への請願という、理念型における公共圏成立以前の空間が廃れ、人々に直接指示を訴えて賛同者の獲得を目指すものに変容した。印刷媒体の発展は、こういった変容を背景として、意見が公共性を獲得するための手段となったのである。

第十章「ニューイングランドの出版文化と公共倫理——プロテスタント・ヴァナキュラー文化の継承と変容」は、アメリカにおける公共圏とは、「宗教的」かつ「市民的」なものであるという基本的な構造を我々に思い出させてくる。それはトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』における基本的認識と符合する。聖書の国語訳を最大の特徴としたプロテスタントイズムは、ヴァナキュラー文化の伝統を持つ。ピューリタンが統治した北米植民地

においては、その出版活動は、それ自体が公的な活動であり、一般民衆が理解できるものでなければ意味をなさないという点で、印刷出版は、世論形成に適合的な手段だったのである。書評者が特に興味を惹かれたのは、福音主義が支配する空間で小説が可能となった契機についての本章の解説である。カルヴィニズムの正統主義的な風土においては、小説という文学は、腐敗・墮落をもたらすものとされるはずであった。しかし、ボストンのユニテリアンの存在がロマン主義的な小説を存続可能なものとした。すなわち、精神を陶冶する手段としての小説の可能性、そして国民文学創世への契機がここにあった。そして、流行小説を通じた公的倫理育成や啓発作業を引き継ぎ完成させたのが、福音主義正統派側から登場したハリエット・ビーチャー・ストウであったというところに、プロテスタント・ヴァナキュラー文化の継承を見るのである。

第十一章「都市をまなざす——ブロードウェイと一九世紀ニューヨークにおける視覚の文化」で、読者は「エンパイア・シティ」となったニューヨークのパノラマ図を最良の解説とともに読み解くことができる。本章によって、我々は、図象の共有を通して、共同体を規定し得る可能性を知るのである。それはある種の「分節化」と同時に、多様な属性を有する集団が、共存する景観を一望のものとする。近代都市は、異質な他者をまなざし、他者にまなざされるという、伝統的な共同体感覚からは異質な空間である。中世ヨーロッパの都市では、これがギルドのような細かな分節に隔てられ、無自覚に競合していたといっただろう。しかし、本章では、近代における新たな都市のあり方、都市における公共空間の可能性をみるのである。

4. 本書が提示する今後の展望

本書は、トクヴィル『アメリカのデモクラシー』以来の問題関心を、ハーバーマスが提示した公共性、公共圏という概念をアメリカ史研究に導入する試みである。序章で編者が論じているように、実はそれは必ずしもこれまでのアメリカ史研究では共有されてきたとはいえない。日本におけるアメリカ史研究者は、(対象の巨大さに比すれば極めて少ないが)数多く存在する。しかし、ある種の「歴史学的禁欲さ」によって、それぞれの専門研究は、交わることのないポールとして並存しているため、学際的研究による総合的アメリカ史理解は、必ずしも展開されていない。本書が提示した、公共圏からみたアメリカ史という接近方法が、アメリカ史研究の多元的停滞性を克服する一歩となるだろう。